

「立科町過疎地域持続的発展計画(案)」に対するご意見(パブリックコメント)及び回答

No.	項目・頁等	意見の概要	修正等	意見に対する町の考え方
1	12ページ 2. 移住・定住・地域間交流の促進、 人材育成 (1) 現況と問題点 ② 地域間交流の促進 ア 関係人口の創出	「観光以上移住未満」の表現は解りにくい。 観光以上とは、観光のみの来訪目的でない来訪者 移住未満とは、移住ではない来訪者 と解釈するのか？	—	「関係人口」は、地域に住む「定住人口」でも、観光で一度来て終わる「交流人口」でもなく、特定の地域や地域の人々と継続的・多様に関わる人々を指す言葉です。いわゆる「観光以上、移住未満」のイメージで用いられることが多く、総務省のホームページ等でも用いられています。この計画では「関係人口」を具体的に説明するために記載しています。
2	19ページ 3. 産業の振興 (4) 産業振興促進事項 (ア) 産業振興促進区域及び振興すべき業種	前回の計画にも同様の記載があり、意見しましたが、町の回答は「法令の定めによる」とのことであった。然しながら、P16産業の振興で観光業の現況と問題点を挙げ、(2)でその対策を述べ、立科町の観光の振興を推進するとしています。立科町の観光振興において、お客様満足度の最も低い飲食・売店業、の不足が課題(女神湖商店街の現況)であり、本計画が立科町独自の計画であるならば、法令に定めがなくとも、町独自の振興業種として記載すべきであると考えます。	—	本項目に関する振興すべき業種は、税制の優遇措置の対象とされる業種で、法令により、「製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報サービス業等」と定められています。単に全ての業種を支援するのではなく、地域外から稼ぐ力があり、安定した雇用を生むという、過疎対策の根幹に寄与する「地域の自立」と「持続的な雇用創出」に直結する業種を重点的に支援するものです。
3	41、42、43、45ページ 9. 教育の振興 (1) 現況と問題点 ② 地域高校の育成 (2) その対策 ② 地域高校の育成 (3) 計画 事業計画	地域高校の育成は、町長の重点指針と主要施策の「住んでみたい、産み育てたいと思える町づくり」で教育環境の充実と蓼科高校の存続発展への支援強化との整合性を図るものと理解できますが、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」第14条過疎地域の持続的発展のための地方債18項では「公立の小学校、中学校…市町村立の幼稚園、高等学校、中等教育学校…」と定め、県立高校は対象外となっています。また、第三十四条第2項では、「国及び地方公共団体は、過疎地域に居住する子どもの就学に係る負担の軽減に資するよう、通学に対する支援について適切な配慮をするものとする」とあります。従って、本計画での地域高校の育成は、法的には根拠もなく、別の観点からの施策とすべきであり、町民の多くの子供たちが地域高校に通学しないため「高校通学費支援」を計画に入れることが、法の求めるものと考えます。	—	地域高校の育成における教育の充実は、法令に基づき事業を実施してまいります。